委 託 標 準 仕 様 書

令和８年 11 月

公益財団法人　東 京 都 公 園 協 会

目次

第１章　総　　則
　第１節　一般事項・・・

第１章　総　則

第１節　一般事項

１．適用範囲	１）この仕様書は、公益財団法人東京都公園協会（以下「協会」という）が施行する委託に適用する。 ２）委託は、それぞれの種別に応じ、本仕様書に定める仕様に従い施行する。 ３）この仕様書に定めのない事項については、「公園維持標準仕様書（平成１６年４月東京都建設局公園緑地部）」等東京都が定めた標準仕様書を準用する。 ４）同一種別の仕様について、本仕様書の定めと特記仕様書の定めが異なるときは、特記仕様書を優先する。
２．費用負担	材料等の検査及び関係官公署等への届出手続に必要な費用は、受託者の負担とする。
３．法令等の遵守及び手続の代行	１）施行にあたっては、関係する法令、条例及び規則を遵守し、作業の円滑な進捗を図らなければならない。 ２）関係官公署等への必要な届出手続等は、速やかに処理しなければならない。 ３）施行に関して、関係官公署、付近住民、利用者と交渉を要する場合、又は交渉を受けた場合は、速やかに東京都公園協会担当者と打合せる。
４．軽微な変更	現地の状況等により、施行位置・施行方法・施行予定日等 の軽微な変更は協会係員と協議する。
５．関係書類の提出	受託者は、別に定める様式（受注者等提出書類基準）に基づき、速やかに関係書類を提出しなければならない。
６．業務の実施	業務実施期間には、平日のほかに土曜日、日曜日、祝祭日を含む。
７．守秘義務	受注者は、業務の実施過程で知り得た発注者及び当該施設に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。 また、受注者は、当該機密情報についてセキュリティを確保し、適切に管理することにより漏えい等を防止し、事故が発生した場合は直ちに発注者に報告し、その指示に従うものとする。 このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。 なお、「個人データの取扱いの委託」を受注する場合、業務開始前に、別に定める、「個人情報保護体制調査票」を提出するとともに「個人情報保護に関する覚書」を締結しなければならない。 ※本契約に基づき委託先から提供を受ける個人情報は、本契約に定める業務の遂行のためにのみ使用し、その他の目的には一切使用しないものとします。また、業務遂行に必要とされる場合及び法令の定めのある場合を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

８．疑義の解釈	この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の解釈及び本施行の細目については、東京都公園協会担当者と協議する。

第２節　着　手

１．着　　手	受託者は原則として、契約確定の日以降速やかに着手する。ただし、時期が指定されている場合は協会係員の指示に従うものとする。
２．現場代理人及び主任技術者等通知書、施行計画書の提出	受託者は、現場の着手前までに「現場代理人及び主任技術者等通知書」ならびに業務の実施に必要な「施行計画書」を提出する。 施行計画書　：　ア 施行概要 イ 作業予定表 ウ 施行方法 エ 主要機械 オ 主要資材 カ 施行管理（出来形及び品質管理） キ 現場組織表 ク 安全対策（安全管理） ケ 熱中症への対応※ コ 緊急連絡体制 サ 写真撮影計画（写真撮影要領に基づき作成） （令和７年 10 月東京都公園協会） ※工事期間が６月から９月にかかる場合は、ＷＢＧＴ値に応じた熱中症対策について施行計画書に記載するものとし、その実施内容を報告すること

第３節　施行管理

１．施行管理	１）受託者は実施工程表により、適正な施行管理を行うものとする。 ２）現行の実施工程表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、協会係員に変更した工程表を提出して承諾を受ける。
２．施行についての事前打合せ	特に施行時期の定められたもの及び施行時期を逸すると効果の期待できない作業は、協会係員と事前に協議する。
３．材料一般	１）材料はすべて協会係員の確認、検査を受け合格したものを使用し、検査に不合格のものは、直ちに搬出する。 ２）使用した材料で、施行後、使用数量が確認しがたいものは、空袋、空ビン等を整理し、現場立会いまたは写真にて協会係員の確認を受ける。
４．発生材料	発生材料は適正に処理する。
５．機械器具等	１）機械器具、道具類は施行に適するものを使用する。

	2）機械器具、道具類が不適当と認めた場合は、取替を指示することがある。
6．安全管理	1）「公園維持管理のための安全管理マニュアル （公益財団法人 東京都公園協会）」を原則として、適切で安全な作業方法や作業上の留意すべき点を確実に実施すること。 2）施行にあたっては、来園者に危険の無いよう十分注意して行う。 3）施行にあたり、施設、樹木等を損傷しないよう十分注意して行う。 万一損傷した場合は、受託者の負担において原形に復する。特に文化財保護法及び東京都文化財保護条例の指定庭園については十分配慮する。 4）受託者は、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努める。 5）受託者は、公衆の生命、身体及び財産に関する危害、迷惑を防止するため必要な措置を講ずる。 6）受託者は、交通及び保安上十分な注意を図る。 7）受託者は、公害防止及び生活環境の保全に努める。 8）受託者は、人身事故、災害又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急措置を講ずるとともに事故発生の原因経過及び事故による被害の内容等について、施行計画書の緊急連絡体制に基づき遅延なく協会係員に報告する。また、その後の措置や第三者とのやりとり、申し入れなどについて適宜、協会係員に報告する。
7．実施記録写真	受託者は、施行計画書の写真撮影計画に基づき、実施記録写真を撮影する。

第４節　完　了

1．後片付け	受託者は、完了にあたり、速やかに不要材料を整理処分し、後片付け及び清掃を行う。
2．施行の完了	受託者は、指定された書類及び図書類を提出し、履行期間内に委託内容を完了する。

第５節　検　査

1．検査の実施	受託者は、委託完了後 10 日以内（土日祝祭日を含む）、且つ契約期間内に完了検査を受ける。
2．指摘事項	検査によって指摘を受けた箇所については、速やかに手直しをし、協会係員に報告する。

第２章　園地清掃

１．作業の実施	１)作業の予定は、年間作業予定表等を作成し、施行計画書等に添付のうえ係員および所管のサービスセンター・管理事務所（管理所）に提出する。 ２）作業の月間予定は、年間作業予定表等に基づき月別の作業予定表を作成し、当該月の前月末日までに協会係員及び所管のサービスセンター・管理事務所（管理所）に提出する。
２．作業要領 ①ごみ箱及び周囲掃き清掃	ごみ箱及び周囲掃き清掃は、くずかご(単独)・ダストボックス・くずかご(三連協会型)内のごみ処理及びその周辺(1 箇所：36 ㎡程度)の掃き清掃を行う。なお、清掃により発生したごみ等は、分別して園内の指定集積所に運搬処理する。
②拾い掃き清掃、拾い集め清掃	１)拾い掃き清掃、拾い集め清掃は、園内全域(自然池、サンクチュアリー及び指定された場所は除く)を対象とする。 拾い掃き清掃はごみの拾い清掃、また、吹きだまりなど特に汚れがひどい場合は掃き清掃を行う。 清掃により発生したごみ等は、分別して園内の指定集積場所に運搬処理する。別途指示がある場合は、落葉等はごみと分別し植込地内へ飛散しないように還元する。 ２)L 型溝、雨水桝の上に溜まったごみ、土砂等は取り除く。
③くずかご清掃（庭園用）	くずかご清掃（庭園用）は、庭園内にあるくずかご内のごみを分別して園内の指定集積場所に運搬処理する。
④池・流れ清掃（自然池）	池の清掃は、清掃指定区域内の水面、水中及び水底にあるごみを陸上からもしくは、ボート等を利用して回収する。なお、発生したごみ等は、分別して園内の指定集積場所に運搬処理する。
⑤落葉清掃	落葉清掃は、清掃指定箇所を掃き清掃する。落葉はごみと分別して園内の指定箇所に運搬、集積する。なお、落葉収集作業の際、共に集められたごみ等は、分別して園内の指定集積場所に運搬処理する。
⑥砂場清掃 （１)ふるい清掃	砂場表層より１５㎝程度の深さにふるい」をかけ、砂をほぐしながら犬猫の糞、石、ごみ等を除去し、砂を均一に敷き均す。
（２)日常清掃	砂場表層より１０㎝ 程度の深さについて、レーキ等で耕転し犬猫の糞、石、ごみ等を除去し、均一に敷き均す。
（３)ごみ等の処理	発生したごみ等は、分別して園内の指定集積場所に運搬処理する。

⑦流れ・池機械清掃 （1）流れ・じゃぶじゃぶ池清掃	1）清掃前に設備機械を停止させ、池の水抜きを行う。 2）池の壁面及び底は水ごけ、ごみ、落葉、汚泥等を全て取り除き、デッキブラシ、高圧洗浄機等で洗浄する。 特にガラスの破片等の危険物は、微細なものまで十分に注意し除去する。 3）吹き出し口、配管についたごみは、設備の機能に影響ないよう丁寧に除去する。 4）洗浄後は、完全に排水し、その後給水を行う。
（2）流水路清掃	流水路内の塵芥、ガラス片等の危険物、ごみ、落葉等を熊手・箒等ではき取り、流水路全域をデッキブラシ、高圧洗浄機等を使用して水ごけ、土砂、汚れを除去し入念に水洗いする。
（3）流末清掃	1）水域部は、流水路清掃に準ずる。 2）濾過槽がある場合は、上部のごみを除去した後に、給水車等で給水しながら濾過槽の汚れを洗浄する。
（4）ポンプピット(集水ピット)清掃	ピット内に堆積した汚泥、ごみ、落葉等は全て取り出し、設備を損傷しないように十分注意して、ポンプ・バルブ等に付着した汚れもデッキブラシ、高圧洗浄機等で清掃する。
（5）ごみ等の処理	ごみ等は、分別して園内の指定集積場所に運搬処理する。
3．ごみ等の処理 ①ごみの分別集積	ごみ等は、❶ビン ❷カン ❸ペットボトル ❹その他不燃物（ビニール、プラスチック類） ❺可燃物 ❻産業廃棄物 の６種に分別を基本とするが各市区町村の分別に準ずる。詳細については東京都公園協会担当者の指示に従う。また、分別ごみは、指定集積場所に処理し、風やカラス、犬猫等による散乱のないようにする。
②ごみの収集運搬	ごみの量、現場状況に応じ、リヤカー、トラック等を使用し、ごみの収集及び運搬を行う。
③ごみ袋の指定	分別収集に使用する収集袋は、「半透明ごみ袋」を使用する。ただし、多摩地区等は、各市町の状況をふまえ指定のごみ袋を使用する。

第３章　桜花期清掃

１．作業の実施	作業の予定は、作業予定表等を作成し、施行計画書等に添付のうえ係員および所管のサービスセンター・管理事務所（管理所）に提出する。
２．作業要領	１）作業は、協会係員が指定する時間までに完了すること。完了後速やかに協会係員に報告し、確認を受け、手直しの指示があった場合は、直ちに行う。 ２）指定区域内に散乱した紙屑、空缶、空ビン、その他のごみ類を主に拾い集め清掃し、吹きだまりなど特に汚れのひどい場所は掃き清掃する。 ３）くずかご、ダストボックス、吸殻入れ、水飲み場周辺等のごみについても同様に清掃する。 ４）ごみ等は、❶ビン ❷カン ❸ペットボトル ❹その他不燃物（ビニール、プラスチック類）❺可燃物　❻産業廃棄物　の６種に分別を基本とするが各市区町村の分別に準ずる。詳細については東京都公園協会担当者の指示に従う。また、分別ごみは、指定集積場所に処理し、風やカラス、犬猫等による散乱のないようにする。 ５）分別収集に使用する収集袋は、「半透明ごみ袋」を使用する。ただし、多摩地区等については、各市町の状況をふまえ指定のごみ袋を使用する。

第４章　建物清掃

１．作業の実施	１）作業の予定は、年間作業予定を作成し、施行計画書等に添付のうえ係員および所管のサービスセンター・管理事務所（管理所）に提出する。 ２)作業の月間予定は、年間作業予定表等に基づき月別の作業予定表を作成し、当該月の前月末日までに協会係員および所管のサービスセンター・管理事務所（管理所）に提出する。
２．使用器材	１)作業に使用する器材及び消耗品等は、一切を受託者の負担とする。ただし、清掃に要する光熱水費は、協会が負担する。 ２)使用材料は、使用する場所に適合したもので、施設及び利用者に悪影響のないものとする。
３．作業要領	１）床、壁、器具の材質に応じた作業方法をとるものとし、次の内容を原則とする。また、破損箇所その他、必要な事項については速やかに協会係員に報告する。 ２）この仕様書に定めのない事項については、「建築保全業務共通仕様書」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)を準用する。
①床ワックス清掃	１)清掃区域内の移動できる什器類は移動し、ロッカー・戸棚等で下部の清掃ができるものは、作業しやすいように周辺を片づける。移動した什器類は、元の位置に戻す。 ２)電気掃除機を使用し塵を除去する。掃除機は、吸引力及びフィルター能力の高いものを使用する。 ３)ポリシャーを使用し、良質の中性洗剤でくまなく汚れを洗浄する。 ４)モップ及びスクイージング等で洗浄汚水を除去し、洗剤や汚れを完全に水拭きし、特に床の隅、什器類の台や脚部に水分を残さぬようにする。 ５)床面が乾いてからワックスを塗り、乾燥確認後ポリシャー研磨をする。細部等のポリシャーが掛けられない部分は、他の方法で仕上げる。 ６)壁や什器類に付着した汚水やワックスは、速やかに拭き取る。 ７)床材によっては、他の方法とするが、実施前に協会係員と十分協議し、作業方法の承諾を得る。
②窓ガラス清掃	１)窓枠、敷居等のごみや汚れをブラシ等で除去し、水拭きをする。 ２)ガラスは、両面とも洗剤を使用し汚れを除去する。ただし、乾燥後にシミ、汚れがある場合は手直しをする。 ３)作業後、施錠されていた窓、扉は、必ず元の状態にしておく。 ４)使用する器材は窓本体及び建物等に悪影響のないものとする。

③照明器具清掃

1）洗剤等で汚れを除去した後、乾布で拭き取る。
2）通電部材等へ水気がまわらぬよう十分注意する。
3）カバー無しは、灯具及び灯具の見え掛かり部分全面、カバー付は、カバーをはずして灯具及び灯具の見え掛かり部分とカバーを清掃する。

④便所清掃

1）作業中は、「清掃中」等の看板表示を行い、清掃中以外の便所は使用できるようにしておくなど、利用者に迷惑のかからないよう配慮する。
2）破損個所その他必要事項は、協会係員に速やかに報告する。
3）用具入れ、倉庫等は、常に整理整頓しておく。
4） この作業要領は、建物内便所清掃にも適用するものとする。

便所清掃作業要領
（1）便所日常清掃

床の清掃	除塵	・隅は自在ほうきで、広い場所はフロアーダスター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
	水拭き	・床全面をデッキブラシで水洗いする。デッキブラシでの水洗いが困難な床は、モップで水拭きする。
床以外の清掃	ごみ箱	・ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。
	扉及び便所面台、隔て	・汚れた部分を水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。
	洗面台及び水栓	・スポンジで適正洗剤を塗布し、洗浄のうえ、タオルで拭く。
	鏡	・適正洗剤を用いて拭く。
	衛生器具	・適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。同時に金属類も拭きあげる。 また、小便器目皿等適正洗剤を用いて尿石除去を行う。
	手摺	・タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。

		衛生消耗品	・トイレットペーパー、水石鹸等を補充する。 ・トイレットペーパー、水石鹸は、サービスセンター・管理事務所（管理所）からの支給品とする。 また、各回清掃ごとに使用数量を記録し、サービスセンター・管理事務所（管理所）に報告する。
		汚物容器	・内容物を収集し、容器の外面で汚れた部分タオルで水拭き及び乾拭きをする。
		オストメイト	・オストメイト（汚物流し）は、内部を大便器と同様に洗剤で洗浄した後、外側は清潔な専用の布等で水滴が残らないようにふき取ること。
		ベビーベッド、ベビーチェア	・ベビーベッド、ベビーチェアは、タオルで水拭き又は適性洗剤を用いて拭く。水拭き後は乾拭きを行うこと。
		温水洗浄便座	・ノズル部分は適正な方法で清掃すること。
		その他	・便所内のクモの巣や目立った汚れは除去し、目立ったごみも拾い集めて処分する。

（2）便所定期清掃

床の清掃	洗浄	・椅子等軽微な什器の移動 ・床面の除塵を行う。 ・床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないよう塗布する。 ・洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。 ・吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ・2 回以上水拭きを行って、汚水や洗剤部を完全に除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は、床全面をモップで水拭きする。 ・移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。
床以外の清掃	ごみ箱	・ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。

	扉及び便所面台、隔て	・汚れた部分を水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。
	洗面台及び水栓	・スポンジで適正洗剤を塗布し、洗浄のうえ、タオルで拭く。
	鏡	・適正洗剤を用いて拭く。
	衛生器具	・適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。同時に金属類も拭きあげる。 また、小便器目皿等適正洗剤を用いて尿石除去を行う。
	手摺	・タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。
	衛生消耗品	・トイレットペーパー、水石鹸等を補充する。 ・トイレットペーパー、水石鹸は、サービスセンター・管理事務所（管理所）からの支給品とする。 また、各回清掃ごとに使用数量を記録し、サービスセンター・管理事務所（管理所）に報告する。
	汚物容器	・内容物を収集し、容器の外面で汚れた部分タオルで水拭き及び乾拭きをする。
	オストメイト	・オストメイト（汚物流し）は、内部を大便器と同様に洗剤で洗浄した後、外側は清潔な専用の布等で水滴が残らないようにふき取ること。
	ベビーベッド、ベビーチェア	・ベビーベッド、ベビーチェアは、タオルで水拭き又は適性洗剤を用いて拭く。水拭き後は乾拭きを行うこと。
	温水洗浄便座	・ノズル部分は適正な方法で清掃すること。
	その他	・便所内のクモの巣や目立った汚れは除去し、目立ったごみも拾い集めて処分する。

（３）便所巡回清掃	１）便所巡回清掃とは原則、便所日常清掃後、巡回しながら部分的な汚れの除去、ごみ収集等を行う作業である。	
	床	・汚れ、水滴等が付着した部分は、デッキブラシ又はモップで拭く（部分水拭き）
	ごみ箱	・ごみを収集する。
	洗面台	・汚れた部分は、タオルで拭く。
	鏡	・汚れた部分は、タオルで拭く。
	衛生器具 衛生消耗品	・汚れた部分は、適正洗剤で洗浄し、拭く。 ・トイレットペーパー、水石鹸等を補充する。 ・トイレットペーパー、水石鹸は、サービスセンター・管理事務所（管理所）からの支給品とする。 また、各回清掃ごとに使用数量を記録し、サービスセンター・管理事務所（管理所）に報告する。
	汚物容器	・内容物を収集する。
	オストメイト	・オストメイト（汚物流し）は、内部を大便器と同様に洗剤で洗浄した後、外側は清潔な専用の布等で水滴が残らないようにふき取ること。
	ベビーベッド、ベビーチェア	・ベビーベッド、ベビーチェアは、タオルで水拭き又は適性洗剤を用いて拭く。水拭き後は乾拭きを行うこと。
	温水洗浄便座	・ノズル部分は適正な方法で清掃すること。
	その他	・便所内のクモの巣や目立った汚れは除去し、目立ったごみも拾い集めて処分する。
（４）便所天井清掃	除塵 部分拭き	・はたき、静電気除塵具等で除塵する。 ・汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。
	（高さ 3.5m 以上の高所にある部分の清掃は除く）	
（５）便所内壁清掃	除塵 部分拭き	・はたき、静電気除塵具等で除塵する。 ・汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。
	（高さ 3.5m 以上の高所にある部分の清掃は除く）	
（６）便所照明器具清掃	１） 便所照明器具清掃は、③照明器具清掃に準ずる	
⑤更衣室清掃	１）更衣室内の移動できる什器類は移動し、ロッカー・戸棚等で下部の清掃ができるものは、作業しやすいように周辺を片づける。移動した什器類は、元の位置に戻す。 ２）電気掃除機を使用し、塵を除去した後、モップ等を用いて清掃する。 掃除機は、吸引能力、フィルター能力の高いものを使用する。	

⑥シャワー室清掃	1）床、壁面は、洗剤を使用し、デッキブラシで磨き、汚れを除去し水洗いする。 2）ドア、窓ガラス等は洗剤で汚れを除去し、十分水洗いした後、水気を拭き取っておくこと。なお、クモの巣その他は、はたき等を掛けるなどして清潔にしておく。 3）天井は、防水構造の場合は、必要に応じ十分水洗いしておく。防水構造でない場合は、適切な方法で汚れを除去する。なお、クモの巣その他は、はたき等を掛けるなどして清潔にしておく。 4）水栓及び金具、管類は、その都度洗剤で磨きあげ十分水洗いする。 5）排水溝のごみは、必ず取り除き、第１番目の汚水桝を常に点検する。なお、排水管がつまっている場合は、サービスセンター・管理事務所（管理所）等に報告する。
⑦床　清　掃	1）清掃区域内の移動できる什器類は移動し、ロッカー・戸棚等の下部の清掃ができるものは、作業しやすいように周辺を片づける。移動した什器類は、元の場所に戻す。 2）電気掃除機を使用し塵を除去する。掃除機は、吸引力及びフィルター能力の高いものを使用する。
４．ごみ等の処理	ごみ等は、❶ビン ❷カン ❸ペットボトル ❹その他不燃物（ビニール、プラスチック類） ❺可燃物 ❻産業廃棄物 の６種に分別を基本とするが各市区町村の分別に準ずる。詳細については東京都公園協会担当者の指示に従う。園内指定集積場所に運搬処理する。なお、作業中に発生したごみ等は園外搬出とする。

第５章　草地等管理

１．作業の実施	作業の実施にあたっては、標準作業工程表をもとに事前に協会係員及び所管のサービスセンター・管理事務所（管理所）と調整のうえ、作業工程表を作成する。作業工程表は、施行計画書等に添付し提出する。
２．作業期間	作業種別ごとの１回の作業期間は、１４日以内を原則とし、これによりがたい場合は、協会係員と事前に協議する。
３．作業の安全管理	草刈前には、石等が飛散しないように、これらを取り除いておく。 特に、来園者の安全確保および周辺施設物等の保全のため、バリケード等で作業区域を囲い「作業中につき立入禁止」等の看板を掲示して、来園者の侵入に注意する。また、作業に合わせて飛散する石等の防護処置を講ずる。
４．作業要領 【前提事項】	１）樹木、株物、柵等に絡みついたツル性植物は、きれいに除去する。 ２）作業対象エリアで発生したごみは収集・分別し、指定の場所に処理する。なお、分別については、❶ビン ❷カン ❸ペットボトル ❹その他不燃物（ビニール、プラスチック類） ❺可燃物　❻産業廃棄物の６種に分別を基本とするが各市区町村の分別に準ずる。詳細については東京都公園協会担当者の指示に従う。
①草　　刈	１）刈込みは、草地内にある樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈りむら、刈り残しがないように均一に刈込む。 ２）肩掛け式の刈込み機を用いて作業する場合、樹木の幹等を傷つけないよう、樹木の根元周辺は、手刈り等で行う。 ３）刈込み高さについては、協会係員と協議する。 ４）刈草が園路等に飛散した場合は、清掃する。 ５）集草作業において、刈草は園内指定集積場所に運搬処理する。また刈り跡は、熊手やレーキ等でかき集めきれいに清掃する。 ６）刈りっぱなし作業で発生した刈草については、均一に敷き均す。
②植込地除草	１）樹木、株物をいためないよう、除草ホーク等を用いて雑草を根より丁寧に抜き取る。 ２）抜き取った雑草は、園内指定集積場所に運搬処理する。
③笹刈集草	１）樹木等をいためないよう十分注意し、協会係員の指示する刈高に、刈むら、刈残しがないよう均一に刈り取る。 ２）刈り取った笹は、園内指定集積場所に運搬処理する。
④その他	ほこり等が飛散するような場合は、必要に応じ散水しながら作業する。

第６章　芝生地管理

１．作業の実施	作業の実施あたっては、標準作業工程表をもとに事前に協会係員及び所管のサービスセンター・管理事務所（管理所）と調整のうえ、作業工程表を作成する。作業予定表は、施行計画書等に添付の上、係員および所管のサービスセンター・管理事務所（管理所）に提出する。
２．作業の安全管理	芝刈前には、石等が飛散しないように、これらを取り除いておく。特に来園者の安全確保および周辺施設物等の保全のため、バリケード等で作業区域を囲い「作業中につき立入禁止」等の看板を掲示して、来園者の侵入に注意する。また、作業に合わせて飛散する石等の防護処置を講ずる。
３．作業要領 【前提事項】	１）作業対象エリアで発生したごみは収集・分別し、指定の場所に処理する。なお、分別については、❶ビン ❷カン ❸ペットボトル ❹その他不燃物（ビニール、プラスチック類）❺可燃物　❻産業廃棄物　の６種に分別を基本とするが各市区町村の分別に準ずる。詳細については東京都公園協会担当者の指示に従う。
①芝　　刈	１）刈込みは、芝生地内にある樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈りむら、刈り残しがないように均一に刈込む。 ２）肩掛け式の刈込み機を用いて作業する場合、樹木の幹等を傷つけないよう、樹木の根元周辺は、手刈りで行う。 ３）刈込み高さについては、協会係員と協議する。 ４）刈芝が園路等に飛散した場合は、清掃する。 ５）縁切りは、協会係員と協議のうえ、ほふく茎が植え込み等に進入しないよう切り込む。 ６）集草作業において、刈り取った芝は園内指定集積場所に運搬処理するとともに、刈り跡はきれいに清掃する。 ７）刈りっぱなし作業で発生した刈芝については、均一に敷き均す。 するとともに、刈り跡はきれいに清掃する。 ８）芝刈りで園外搬出が指示されている場合は、園外搬出した後に、マニフェスト等、適正な処理が証明できる書類を提出する。また　刈り跡はきれいに清掃する。
②除　　草	１）芝生をいためないよう、除草ホーク等を用いて根より丁寧に抜き取る。 ２）抜き取った雑草は、園内指定集積場所に運搬処理するとともに、除草跡はきれいに清掃する。
③施　　肥	所定の肥料の施肥量を芝生面にむらのないように均一に散布する。
④目土かけ	１）目土は植物の根、ガレキ等がなくふるいにより、ふるい分けしたものを用いる。土壌改良剤及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるよう入念に混合する。 ２）目土用土は、指定の厚さにとんぼ等を用いて、むらなく均一に十分す

	き込む。
⑤エアレーション（ホーキング）	1）エアレーション器具または機械により土壌が膨軟となるようむらなく効果的に行う。 2）穴及びカッティングの深さ、間隔等は、協会係員と協議する。
⑥ブラッシング	1）ほふく茎や根等を切断すると共に、茎葉の間の枯葉枯茎（サッチ）を除去し、更新を促すためレーキやホーク等で丁寧に数回引っかく。 2）発生した枯葉枯茎等はきれいに清掃し、指定の場所に集積する。
⑦除草剤散布	1）薬剤は指定の濃度になるよう希釈混合し、指定量をむらなく均一に散布する。 2）薬剤散布にあたっては「第８章　病害虫防除」の薬剤防除に準じて行う。
⑧病虫害防除	⑦除草剤散布に準ずる。

第７章　花壇管理

１．作業の実施	作業の実施にあたっては、作業標準工程表をもとに事前に協会係員及び所管のサービスセンター・管理事務所（管理所）と調整のうえ、作業予定表を作成する。作業予定表は、施行計画書等に添付の上、係員および所管のサービスセンター・管理事務所（管理所）に提出する。
２．材　料	花苗は、発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植出しに耐えられるよう栽培された、品質が良好で均一なものを使用する。球根及び種子はよく充実し、傷がなく、病害虫に侵されていないものとする。
３．地拵え	1）古株、雑草類等は根より掘り起こし、土を払った後、指定箇所に運搬処理する。 2）花壇面は、床土をシャベル等により深さ３０㎝ 程度掘り起こし、よく耕転した後、大きいゴロ土はよく砕き、ガラやごみ等を取り除き凹凸のないよう均一に均す。
４．植えつけ	植えつけ、配色等は協会係員と十分協議のうえ、花壇面にあらかじめヒモ又は、石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数をむらのないようしっかりと植えつける。
５．除草・灌水	1）除草及び灌水は、天候・土壌状態に注意し、無駄なく時期を逃さぬよう協会係員と連絡を密にして行う。 2）除草は花苗を傷めぬよう丁寧に行い、除草フォーク等により、雑草だけを根より抜き取る。この際、花苗の根が浮き上がっているもの、傾いているものは植え直す。 3）灌水は、花苗を傷めぬよう丁寧に行い、根に十分な水分が行き渡るよう浸透させる。
６．施　肥	1）元肥は、花壇面に指定の施肥量を均一に播き、くわ、シャベル等により床土の中にすき込む。 2）追肥は、肥料の種類及び植物の育成状態に応じ、協会係員と協議により行う。

第８章　病害虫防除

１．作業の実施	作業の実施にあたっては、作業予定を事前に協会係員及び所管のサービスセンター・管理事務所（管理所）と調整のうえ、速やかに着手する。
２．作業要領	
①準　　備	作業前に被害箇所、被害状況を調査し、防除方法(剪定、薬剤)を判断する。なお薬剤を使用する場合は、十分な時間的余裕をもって地域住民・来園者等関係者に、散布内容等を看板、ビラ等で周知する。
②剪定防除	害虫が集団発生している枝葉を注意深く切り取り、速やかに適切な方法で処理する。
③薬剤防除	1)薬剤の使用に際しては、農薬取締法等の農薬関連法規、メーカー等で定めている使用基準、方法を遵守する。 2)液剤の散布量は、指定の濃度に正確に希釈混合したものを枝葉面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布する。 3)散布に際しては、風下より背を向けて風上に歩くように散布する。 4)散布方法は、それぞれの害虫の特性に応じて最も効果的な方法で行う。 5)来園者、周囲の住宅等、散布対象以外のものに薬剤がかからぬよう十分配慮する。
④関係法令	やむを得ず使用する場合は、東京都が発行する最新の「病害虫防除指針」および「住宅地等における農薬使用について（25 消安第 175 号環水大土発第 130426 号 平成 25 年 4 月 26 日)」に従うこと。(参考資料確認)

第９章　丘陵地管理

１．作業の実施	作業の実施にあたっては、事前に協会係員及び所管のサービスセンター・管理事務所（管理所）と調整のうえ、作業予定表を作成する。作業予定表は、施行計画書等に添付の上、係員および所管のサービスセンター・管理事務所（管理所）に提出する。
２．作業の安全管理	来園者の安全確保のため、バリケード等で作業区域を囲い「作業中につき立入禁止」等の看板を掲示して、来園者等の進入に注意する。
３．作業要領	
①皆　伐	皆伐とは、作業区域内にある樹木の根元より、地上20㎝～30㎝ を残して伐採する。ただし、協会係員の指示により、一部伐採しない樹木もあるので十分に協議する。
②択　伐	択伐とは、対象になる樹木だけを、根元より地上20㎝～30㎝ を残して伐採する。なお、伐採により周辺樹木等を損傷しないよう十分注意する。
③草　刈	樹木（特に根元周辺）等を損傷しないよう十分注意し、刈りむら、刈り残しがないように均一に刈り取る。
④株立整理	株の健全な育生を図るため、伐採によって萌芽した新生枝を間引くもので、１株あたり数本の丈夫な新生枝を残し枝の整理をする。
⑤切株保護	伐採後の切株から萌芽した新生枝の育成を図るため、作業区域内の草やツル等を刈り取る。ただし、切株の周囲概ね１ｍ四方は切株保護のため、草は手刈りとする。 切株を残す場合には、来園者の躓き、樹液による汚れ、病虫害の発生を防ぐため、必要な措置を行うこと。
⑥林床管理	作業区域内の枯枝、立枯れ木、ツル性植物、ごみ等を除去する。
⑦その他	1）皆伐・択伐作業により、土砂流出の恐れがある場合には、必要に応じ発生枝等を活用し、しがらみなどの対策を講じること。施行方法、箇所等については、協会係員と協議する。 2）作業により発生した刈草等は、協会係員が指定する園内に処分する。

第１０章　樹木手入

１．作業の実施	作業の実施にあたっては、事前に協会係員及び所管のサービスセンター・管理事務所（管理所）と調整のうえ、作業予定表を作成する。作業予定表は、施行計画書等に添付の上、係員および所管のサービスセンター・管理事務所（管理所）に提出する。
２．作業の安全管理	来園者の安全確保のために、バリケード等で作業区域を囲い、「作業中につき立入禁止」等の看板を掲示する。また、必要に応じ交通誘導員等を立てるなどの安全対策を施すこと。
３．作業要領 （中高木手入） 中高木手入の方法	１）中高木の剪定は、切詰め剪定・切返し剪定・枝抜き剪定等の方法により、適切に手入を行う。また、主として剪定すべき枝は、下記による。 －主として剪定すべき枝－ ❶ 枯枝 ❷ 成長の止まった弱小枝 ❸ 著しく病害虫におかされている枝（病害虫枝） ❹ 通風、採光、架線や通行に障害となる枝（障害枝） ❺ 折損により危険をきたすおそれのある枝（危険枝） ❻ 樹冠、樹形、成育上不必要な枝（冗枝・ヤゴ・胴ぶき・徒長枝・からみ枝・ふところ枝・立枝等） ２）一般事項 ❶ 特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然形仕立てとする。 ❷ 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」などは、原則として行わない。 ❸ 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方は弱く剪定する。 ❹ 太枝や幹を切り落とす場合には、枝や幹の分岐部で切断し、表皮が剥がれないよう十分注意する。また、必要に応じ防腐処理を施す。
①基本剪定	基本剪定は、樹形の骨格づくりを目的とするもので、樹種の特性に応じ最も適切な剪定方法により行う。
②軽剪定	軽剪定は、美観・台風対策を主たる目的とするもので、主に切詰め、枝抜き等を行う。
③支障枝・ 枯枝処理	支障枝、枯枝の除去にあたっては健全枝、周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意して実施し、必要に応じて保護対策を講ずる。
④支障木・ 枯損木伐採	１）伐採を行う際は概ね 14 日間程度前には看板等を用いて来園者に周知を図る。 ただし、緊急性の場合を除く。

	2）支障木、枯損木の伐採にあたっては周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意して行うとともに、必要に応じて保護対策を講ずる。 3）切り株はできるだけ地際より処理する。 切株を残す場合には、来園者の躓き、樹液による汚れ、病虫害の発生を防ぐため、必要な措置を行うこと。
⑤支障木・枯損木伐採（つるし切り）	つるし切りを行うにあたっては、対象樹木の周囲にある施設等を損傷しないよう、除去する枝、幹をロープ等で固定して適当な長さに切断し、慎重に地上までつりおろす。必要に応じて保護対策を講ずる。
⑥抜根処理	1）抜根にあたっては、周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意し、必要に応じて保護対策を講ずる。 2）抜根後は、速やかに発生残土等により埋め戻し、地表面をならして危険のないよう処理する。
⑦花木手入	花木類は、花芽の位置と分化時期等に注意して手入を行う。
⑧仕立物手入 （低木手入）	樹木の特性に応じて切詰め、中すかし、枯枝の除去などを行う。その他は、樹木手入に準ずる。
⑨生垣手入	1）生垣手入は、原則、幅よりも高く、機能や形態を踏まえた原形を考慮して、壁状に刈り込む。 2）冗枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈込み、天端をそろえる。 3）枝葉の疎な部分には、必要に応じて枝の誘因を行う。枝の結束には、しゅろ縄を用いる。
⑩刈込物・玉物手入	1）枝の密生したところは、中すかしを行い、刈込み高等については原形を考慮して、協会係員と協議し刈り込む。 2）針葉樹は、萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に応じ、十分注意しながら芽つみ等を行う。 3）大刈込み等で、植込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないように注意し、作業終了後は枝がえしを行う。
⑪低木仕立物手入	1）仕立物の景観木は、手入時期に応じた適切な方法（枝抜き・枝透かし・みどり摘み・揉み上げ等）で樹形の維持を目的に実施する。 2）樹勢や、景観とのバランスから特に重要な仕立物については、協会係員の立合のもと施行方法を十分に協議し実施する。
⑫発生材処理	1）園外搬出処理の場合は、特記仕様書の指定箇所に運搬処理する。 また後日、適正に処分したことを証明する、マニフェスト等の書類を提出する。 2）園内処理の場合は、協会係員の指示する長さに切り詰め、園内指定場所に運搬し、整理して集積する。

第１１章　花菖蒲田管理

１．作業の実施	作業の実施にあたっては、事前に協会係員及び所管のサービスセンター・管理事務所（管理所）と調整のうえ、作業予定表を作成する。作業予定表は、施行計画書等に添付の上、係員および所管のサービスセンター・管理事務所（管理所）に提出する。
２．作業要領	
①除草	草は、花菖蒲田内の雑草を全て、株を傷めぬよう丁寧に根より抜き取り、園内指定集積場所に運搬処理する。
②除草（疎）	枯葉除去後から４月中旬までの間の花菖蒲田の雑草を全て、根より抜き取り、園内指定集積場所に運搬集積する。
③除草（機械）	幅６０㎝程度の耕耘機で株及び根を傷つけないように株間を深さ１５ｃｍ程度耕耘する。
④摘実	摘実は、開花後にハサミ等で花茎を根元より切り取り、園内指定集積場所に運搬処理する。
⑤株分株選定	１）株分け対象地の花菖蒲株を開花期間中に３回以上調査し、株分株（株分け対象株）を選定する。株分株は、開花時期・花形・花色・草丈等を考慮して偏りなく対象地の全ての品種を選定する。株分株には個別番号を付した割竹等を差し込み保全する。選定数は、１ａあたり３５株を標準とする。 ２）株分株の品種特性を考慮して、株分株番号を表示した「植栽配置図」を作成し協会係員の承諾を受ける。
⑥掘取	１）株分け対象株は、株を傷めないよう注意して人力で掘取、品種別に仕分け、速やかに直射日光の当たらない場所へ運び、乾燥しないよう養生する。 ２）株分け対象株以外は、残った株を全て掘取、株周りの土を花菖蒲田内で除去したうえ、指定集積場所へ運搬処理する。
⑦土壌改良	掘取後、所定の土壌改良剤（堆肥）と客土（植込地用土）を対象地へ均一に配置し、トラクターにより３０ｃｍ以上の深さにすきこむ。
⑧株分（芽分け）	株分株を１～３芽に分け、優良芽１０～１２芽を１株とする。葉は根茎より２０～３０ｃｍ上部で切り取る。株分け後は、乾燥防止を十分行い、早急に植えつける。

⑨株分（小株分け）	１）植付地の準備が整った後、よく切れるエンピ等を用いて株分株を３～４株に分割しこれを１小株とする。株分け後は乾燥防止を十分行い、原則として当日内に植付る。 ２）開花した花茎は地際より切除し、葉は根茎より２０～３０㎝上部で切り取る。
⑩植付（芽分け株）	良芽１０～１２芽を１株として各芽は根茎部の窪みを内側に向け円形に植付る。株の間隔は８０～９０ｃｍ、植付数は１５０株／ａを標準とする
⑪植付（小株）	小株の開花茎・古根を取除き所定の位置に丁寧に植付る。株の間隔は９０ｃｍ、植付数は、１２０株／ａを標準とする。
⑫枯葉除去	冬期、地上部の枯れた葉をハサミ等で地際から刈り取り、園内指定集積場所に運搬処理する。
⑬病害虫防除（薬剤散布）	１）薬剤散布を行う場合は、指定薬剤を花菖蒲の根元から葉の両面まで濡れる様に均一に散布する。 ２）薬剤散布にあたっては「第８章　病害虫防除」の薬剤防除に準じて行う。
⑭施肥	施肥は、除草後に草のない状態で行う。所定の肥料を株中心から株周りに指定量を均一に散布する。施肥時期は、元肥９月、追肥３月・７月を原則とする。
⑮その他	管理作業中に花菖蒲の生育に影響する病虫害、品種保存に障害となる実生株・茎変わり株等を発見したときは、早急に協会係員に連絡し対応策を検討すること。

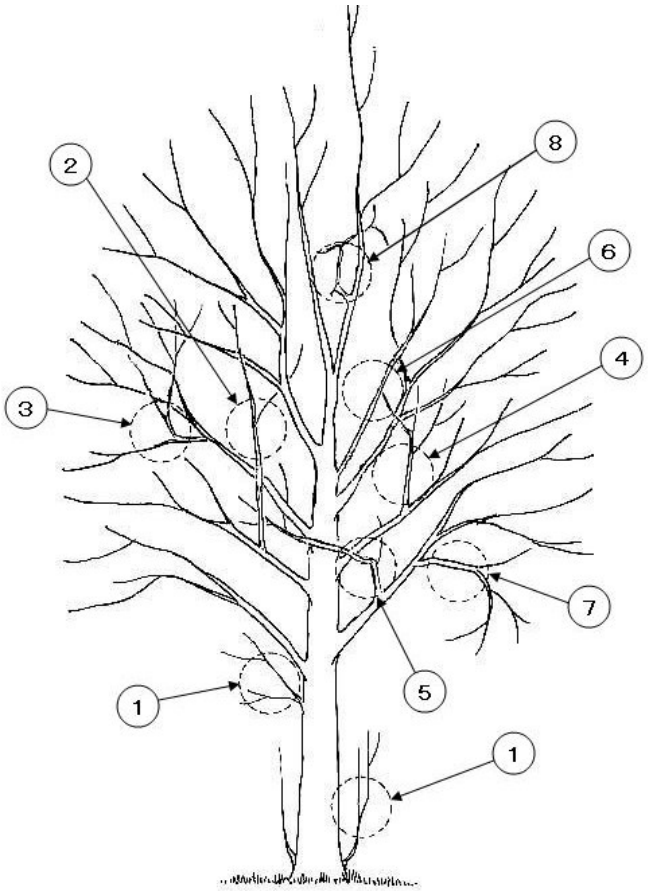
参　考　資　料

参　考　資　料

１．樹木手入方法	
①切詰め剪定	主として新生枝など長すぎる枝を、樹冠の大きさが整う長さに定芽のすぐ上で切り取る剪定。この場合定芽は、樹冠を作るにふさわしい枝となる方向の芽とする。
②切返し剪定	樹冠より長く伸びた枝を、切詰めによらず枝の分岐部で、長い方の枝を付け根より切り取り、短い方の枝を残し切りかえることで、樹冠を小さくする。
③枝抜き剪定	枝数を減らすため、徒長枝・立枝など伸びすぎた枝を、付け根で切り取る。
④枝透かし剪定	枝透かしは、一般に中透かし・小透かしがあり、中透かしは、密生枝・からみ枝・徒長枝など不要な枝を、剪定ばさみとノコギリを用いて比較的大きな枝を対象として切り取り、おおまかに樹形を整える。 小透かしは、伸びすぎたり、込みすぎた部分の小枝を、木ばさみで切り取り樹形を整える。
⑤みどり摘み（摘心・摘芽）	摘心は、伸びすぎた枝を抑制するために新梢の先端を摘む方法で、芽が木質化しないうちに行う。これにより、新梢は充実し側芽が伸び枝が密になる。 マツのみどり摘みは、春に伸び出した新芽を３本くらい残して、不要な芽を指先で元から掻き取り、残したみどりの長すぎるものを先端の３分の１～３分の２を指先で摘み取る。 時期は、４月～５月にかけて、まだみどりが柔らかな時に行う。
⑥もみ上げ	みどり摘み後に再び萌芽したおおくの芽を整理して、前年生の古葉をはさみを用いないで取り除く。

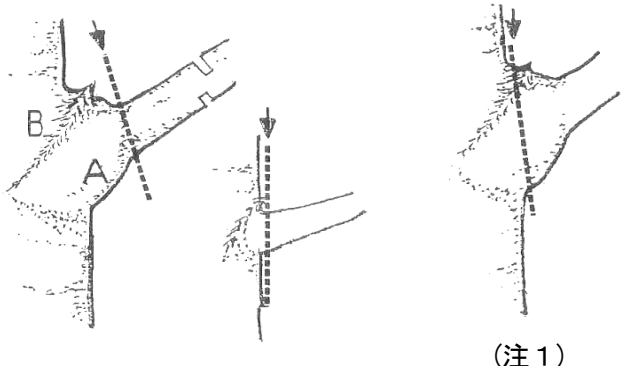
２．主に剪定すべき枝	
①胴ぶき・ヤゴ	幹の途中から萌芽した小枝を胴ぶき、根元から生える枝をヤゴ・ヒコバエと呼び、これらを伸ばすと樹形を形成する枝の生長を阻害する。 胴ぶき・ヤゴは、早めに元から剪定ばさみや木ばさみで切り取る。
②徒　長　枝	主幹や主枝から長く勢いよく伸びた枝を徒長枝と呼び、そのまま伸ばしておくと樹形が乱れる。また、主幹・主枝に流れるべき養分を奪われるおそれがあるので、剪定ばさみなどで早めに切り取る。
③か ら み 枝	枝と枝が接触し、からんでいる枝をいい、このような枝を残すと枝の自然な流れを損ねたり、枝葉が込んで日照や通風が悪くなる原因となるので剪定ばさみやノコギリで切り取る。
④ふ と こ ろ 枝	樹冠の内奥深く入り込むように出ている枝のことをふところ枝と呼ぶ。この枝があると、枝葉が込みすぎ日照や通風が悪くなるため、樹冠内がむれて枯れたり、病虫害の温床になる。
⑤逆　　枝	本来の枝の伸びる方向とは逆に向かって伸びる枝で、樹形を乱すし美観を損ねるので、付け根から切り取る。
⑥平　行　枝	主枝や側枝に対して重なるように平行に出ている枝で、左右の枝のバランスが悪くなり美観を損ねるので、付け根から切り取る。
⑦下 が り 枝	主枝や側枝とは逆に下に向かって出る枝で、樹形バランスを乱し、美観を損ねるので、付け根から剪定ばさみやノコギリで切り取る。
⑧枯枝・病弱枝	枯死している枝および病虫害におかされ被害を生じている枝は、付け根から切り取る。
※立　　枝	垂直に上方に向かって伸びている枝で、樹形を乱す原因となるので、このような枝は、剪定ばさみやノコギリで付け根から切り取る。
※車　　枝	幹や枝の一箇所から車輪状にかたまって出る枝を車枝と呼び、このまま残しておくと、樹勢を弱め樹形を乱すので、早めに付け根から切り取る。

ー主に剪定すべき枝ー



３．太枝・骨格枝の剪定

太枝・骨格枝を剪定するにあたっては、ブランチカラー（A）を残してその直前で切り落とす。これは、ブランチカラーに腐朽をくい止める働きをする防御帯が形成されるからで、これを切り落とすと防御帯の形成が阻害されるため、幹に腐朽が生じるとされているからである。また、付け根の上部にあるバークリッジ（B）を傷つけてはならない。（注１：フラッシュカットは避ける）



（注１）

住宅地等における農薬使用について

25 消安第 175 号
環水大土発第 130426 号
平成 25 年 4 月 26 日

都道府県知事 宛

農林水産省消費・安全局長
環境省水・大気環境局長

農薬は、適正に使用されない場合、人畜及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等（以下「住宅地等」という。）において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないよう、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。

このため、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）第 6 条において、「住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない」と規定するとともに、「住宅地等における農薬使用について」（平成 15 年 9 月 16 日付け 15 消安第 1714 号農林水産省消費・安全局長通知）及び「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）において、住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項を示し、関係者への指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、依然として、児童・生徒が在校中の学校や開園時間中の公園、庭園等で農薬が散布された事例、街路樹等に対し害虫の発生状況にかかわらず一定の時期に決まった農薬が散布されている事例、周辺住民に事前の通知がないままに農薬が散布された事例等が報告されており、地方公共団体の施設管理部局、庭園、緑地等を有する土地・施設等の管理者等に本通知の趣旨が徹底されていない場合があると考えられる。

ついては、住宅地等における農薬の適正使用を推進し、人畜への被害防止や生活環境の保全を図るため、下記の事項について貴職の協力を要請する。また、別添のとおり関係府省宛てに通知したところであり、貴管下の施設管理部局、農林部局、環境部局等の間においても緊密な連携が図られるよう配慮いただくとともに、貴管内の市区町村においても同様の取組が行われるよう、市区町村に対する周知・指導をお願いする。

なお、本通知の発出に伴い、「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）は廃止する。

記

1 住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項の指導

農薬使用者、農薬使用委託者、殺虫、殺菌、除草等の病害虫・雑草管理（以下「病害虫防除等」という。）の責任者、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）（以下「農薬使用者等」という。）に対して別紙の事項を遵守するよう指導すること。

2 地方公共団体が行う病害虫防除における取組の推進

貴地方公共団体が管理する施設における植栽の病害虫防除等が、別紙の 1 を遵守して実施されるよう、施設管理部局及びその委託を受けて病害虫防除等を行う者に徹底すること。取組に当たっては、以下のような地方公共団体における取組事例を参考としつつ、状況に応じ効果的に行うこと。

（1）植栽管理の業務の委託に当たり、当該業務の仕様書において、農薬ラベルに表示された使用方法の遵守、周辺住民等への周知、飛散低減対策の実施、農薬の使用履歴の記帳・保管等、別紙の 1 に掲げる事項を業務内容として規定する。

（2）入札の資格要件として、当該業務の実施上の責任者が、当該地方公共団体が指定する研修を受けていること又は当該地方公共団体が指定する資格（農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、緑の安全管理士、技術士（農業部門・植物保護）等）を有していることを規定する。

（3）地方公共団体の施設管理部局の担当者が、本通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加する。

また、植栽管理に係る役務については、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号））に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 25 年 2 月 5 日変更閣議決定）において、「特定調達品目」に定められており、「住宅地等における農薬使用について」の規定に準拠して病害虫防除等が実施されることが環境物品等に該当するための要件とされている。このため、庁舎管理の担当者は、グリーン購入法の趣旨を踏まえ、委託する役務が環境物品等に該当するよう、植栽管理において本通知の遵守の徹底に努めること。

3 相談窓口の設置等の体制整備

健康被害を引き起こしかねない農薬の不適正な使用に関して周辺住民等から相談があった場合に、農林部局及び環境部局をはじめ関係部局（例えば、学校にあっては教育担当部局、街路樹にあっては道路管理担当部局）が相互に連携して対応できるよう、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備すること。

別紙住宅地等における病害虫防除等に当たって遵守すべき事項

1 公園、街路樹等における病害虫防除に当たっての遵守事項

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病害虫防除等に当たっては、次の事項を遵守すること。なお、農薬の散布を他者に委託している場合にあっては、当該土地・施設等の管理者、病害虫防除等の責任者その他の農薬使用委託者は、各事項の実施を確実なものとするため、

業務委託契約等により、農薬使用者の責任を明確にするとともに、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めること。

（1）植栽の実施及び更新の際には、植栽の設置目的等を踏まえ、当該地域の自然条件に適応し、農薬による防除を必要とする病害虫が発生しにくい植物及び品種を選定するよう努めるとともに、多様な植栽による環境の多様性確保に努めること。

（2）病害虫の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病害虫被害 や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。

（3）病害虫の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためやむを得ず農薬を使用する場合（森林病害虫等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）は、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめること。また、可能な限り、微生物農薬など人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬の使用の選択に努めること。

（4）農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づいて登録された、当該植物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。

（5）病害虫の発生前に予防的に農薬を散布しようとして、いくつかの農薬を混ぜて使用するいわゆる「 現地混用」が行われている事例が見られるが、公園、街路樹等における病害虫防除では、病害虫の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためにやむを得ず農薬を使用することが原則であり、複数の病害虫に対して同時に農薬を使用することが必要となる状況はあまり想定されないことから、このような現地混用は行わないこと。

なお、現に複数の病害虫が発生し現地混用をせざるを得ない場合であっても、有機リン系農薬同士の混用は、混用によって毒性影響が相加的に強まることを示唆する知見もあることから、決して行わないこと。

（6）農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制するノズル（以下「飛散低減ノズル」という。）の使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。

（7）農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。さらに、立て看板の表示、立入制限範囲の設定等により、散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置すること。

（8）農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。病害虫防除を他者に委託している場合にあっては、当該記録の写しを農薬使用委託者が保管すること。

（9）農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。

（10）以上の事項の実施に当たっては、公園緑地・街路樹等における病害虫の管理に関する基本的な事項や考え方を整理した「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」（平成 22 年 5 月 31 日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）に示された技術、対策等を参考とし、状況に応じて実践すること。

2 住宅地周辺の農地における病害虫防除に当たっての遵守事項

住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む。）において栽培される農作物の病害虫防除に当たっては、次の事項を遵守すること。

（1）病害虫に強い作物や品種の栽培、病害虫の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。

（2）農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。

（3）粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあっては、飛散低減ノズルの使用に努めること。

（4）農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。

（5）農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。

（6）農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。

（7）農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。

（8）以上の事項の実施に当たっては、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」（平成 17 年 9 月 30 日農林水産省消費・安全局植物防疫課）や、農薬の飛散が生じるメカニズムやその低減に有効な技術をとりまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」（平成 22 年 3 月農林水産省消費・安全局植物防疫課）も参考とすること。